京丹波町立丹波ひかり小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校においては、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京丹波町・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「京丹波町立丹波ひかり小学校いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該 児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生 徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないと ころで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる 被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」をおく。
- 2 「いじめ防止委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専問家等を加える。

<校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭等>

- 3 「いじめ防止委員会」は定期的に開催する。なお、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 4 「いじめ防止委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口の設置
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の 体制及び保護者、関係機関、専門機関との連携等対策方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめであるかの判断
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうることを踏まえ、全ての児童を対象に教職員の一致した体制の下に、学校、家庭、地域社会、関係者等が一体となって、いじめの未然防止に人権教育を基盤として継続的に取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1)分かりやすく、活力と規律ある授業づくりの推進
- (2) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ取組の推進
- (3) いじめについて理解を深める取組の推進
- (4) 教職員の資質能力を高める取組の推進

4 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間において行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

- (1)情報の収集及び集約と共有
 - ・いじめが疑われる兆候をとらえたら、教職員がすぐ行動に移す。
 - ・いじめに関する情報については、些細な兆候も含め「いじめ防止委員会」で情報を共 有するとともに、全ての教職員が当事者意識を持ち、一致協力して対応を進める。
 - ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
- (2) 全児童を対象としたアンケート定期調査及び聞き取り調査の実施
- (3) 相談体制の整備と周知
 - ・児童や保護者の話を聴く環境を整える。
 - 子育て相談週間を実施する。
 - ・校内相談・通報窓口を児童及び保護者に周知する。

5 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、あるいは相談や訴えがあった場合には、その場でその行為を止めさせ、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
- (2)「いじめ防止委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行 う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、京丹波町教 育委員会に報告し、被害児童、その保護者への支援を行う。
- (3) 加害児童への指導を行うとともに、保護者にはよりよい成長に向けての学校の取組方針を伝え協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (4)集団の一員として、いじめを自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人 間関係を構築できる学級経営、学校経営を進める。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1)児童が、周りの大人に相談できる環境をつくる。
- (2) 誹謗、中傷等を発見した場合には、被害児童の保護を最優先に対応し、直ちに削除する措置をとる。
- (3) ネットいじめの背景には、従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に加害児童 を指導する。
- (4)情報モラルに関する指導を徹底する。

6 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの 行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に 対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態への対処

重大事態とは次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に 重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、生命、心身又は財産に重 大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童が年間約30日程度以上の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申立てがあった場合には、重大事態が発生しているものとして取り扱う。

- 1 重大事態が発生した場合には、直ちに京丹波町教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議するとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 調査の状況については、必要に応じて被害児童及びその保護者等に対して、適切に情報を 提供する。
- 3 調査結果を京丹波町教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

6 関連機関との連携

- 1 地域・家庭との連携の推進
 - (1) PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - (2) 基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信するとともに、学校公開、学校行事やPTA等の場においても児童の様子を保護者、地域の方々に積極的に 伝える。
- 2 関係機関との連携の推進

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察、子育て支援センター等の関係機関と適切な連携を図ることで、事態の解決をめざす。

令和2年4月17日改訂